

資料10

東海大学付属仰星高等学校
中等部2年生

知的財産授業

東海大学付属仰星高等学校中等部
知的財産教育委員会

復習① 「知的財産」って何？

- ある人が、知識・知性などの頭脳の働きによって考えたその人にとって貴重な事柄。
- 簡単に言うと「**人が考えたアイデア**」のことで、考えた人にとってはとても大切な価値のあるものです。
- だから、知的な財産 = 「**知的財産**」と言います。

今回みんなが作ったシンボルマークは、まさに「知的財産」になるのです！



「知的財産」は、「知的財産権」という権利で、法律で保護されています！



演習② 「知的財産権」の種類

科学・技術	→	特許権
デザイン	→	意匠権
ブランド	→	商標権
文学・芸術・音楽	→	著作権

練習② 「知的財産権」の種類

今回、みんなが考えた
クラスのシンボルマークには
「著作権」があります！

文学・芸術・音楽

著作權

まとめ 「知的財産権」の保護

- 今回作ったシンボルマークは、あなたの知的創造によって生み出された「知的財産」なのです。
- マークの出来ばえに関係なく、作品が生まれた瞬間に「著作権」が発生します。

まとめ 「知的財産権」の保護

- 苦勞して自分達で考えたマークが、他の班や他のクラスに勝手に盗まれていたら、どう思いますか？
- 他人が苦勞して生み出した「**知的財産**」を勝手に盗むことは犯罪です。他人の財産を盗むことと同じなのです。

まとめ 「知的財産権」の保護

- 苦勞、他人のものを勝手に盗んではいけないうのは、「物的財産」に限らず、**当たり前のことですよ。**

最後に各クラスの
シンボルマークをもう一度！

2-A シンボルマーク



2-B シンボルマーク



2-C シンボルマーク



各クラスのシンボルマーク入りの
クリアファイルが後日
みんなの手元に届きます。

お楽しみに！！

みなさん、
ご苦労さまでした！

お わ り